

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和8年2月13日 開会時間・午前・午後00時04分 閉会時間・午前・午後00時31分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項		・一般質問における発言の根拠について

【開会＝午後 00 時 04 分】

南谷佳寛委員長

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。
本日の議会運営委員会では、栗津議員の一般質問に関して協議します。まず、配付資料をご静読ください。

議会事務局長

資料の説明をさせていただきます。まず、1枚目にある1月15日付の議長から市長宛ての文書は、市長からの申し入れに対する回答として、既に1月15日に送付済みのものです。前回の会議で、どのように回答したのかを議会運営委員会にも示してほしいというご要望がありましたので、資料として添付いたしました。

続いて、栗津議員から議長宛てに提出されたものが、同じく1月15日に提出された文書です。その後ろに添付されている面談記録などが、前回の議会運営委員会でも話になりました、反問権の中で栗津議員が提出すると発言したものの根拠資料です。

さらにもう1点、「以下、質疑答弁やりとり」と記載された文書が付いております。こちらは正式な会議録ではありませんが、栗津議員から提出された文書に「12月議会の私の一般質問の35分20秒時点」という記載がございましたので、その部分の音声を文字起こししたものです。

野口委員

栗津議員から議長に提出された「執行部の認識違いについて」という文書の最後にあるものは何でしょうか。意味がよく分かりません。

南谷佳寛委員長

これも誰かから受け取った文章ということでしょうか。これ以外にも、議員会館での総務省病院担当者2名、岐阜県庁病院関係担当者2名との面談について書かれた文書もあります。どの書類にも相手方の名前などが一切記載されておられません。そのため確認のしようがない状態です。

野口委員

宛名となっている議長の名前が間違っていないですか。「後藤國弘」の「弘」が「広」になってます。

3枚目の資料についても番号が飛んでおかしくなっています。3番目から始まっていますが、1番目と2番目の項目はどこにあるのでしょうか。事務局に確認します。

議会事務局長

栗津議員から提供があった資料には1番目と2番目はありません。

野口委員	<p>この文書で栗津議員は結局、市長に謝罪を求めているということですが、栗津議員が提出した文書は議長名が違われ、内容もまとまりがなく、逆に言えば、よくこのような文書を受け取ったと思います。</p> <p>また、文字起こしですが、この資料では質問中に「今は名刺とかもないですから、根拠を示すことができませんよ」ということを言いながら、「しっかりとした根拠があるから、いい加減な質問はしません」とも言っています。名刺があるのならこの資料の面談者のところに名前を書かなければなりません。このような文書は議会運営委員会として取り扱う必要はないと考えます。</p>
議会総務課長	<p>今のご意見に関連してですが、事務局から栗津議員に対し、根拠となる担当者名が記載されていないため、教えていただくよう確認を行いました。ご本人からは拒否されました。栗津議員が言われるには、再度執行部が聞き取りに行き、執行部なりの解釈をされると困るため、担当者名を教えることはできないとのことでした。</p> <p>その後、局長からも再度、担当者名を教えてくださいとお願いをしましたが、同じように拒否されたという経緯です。</p>
議会事務局長	<p>追加で補足させていただきます。私が連絡を取った際、栗津議員は「個人情報だから教えられない」と発言されましたので、これは個人情報には当たりませんとご説明しました。議場において資料を出すと言われたのだから、きちんと提出してくださいとお伝えしましたが、出さないの一点張りでした。</p> <p>また、最後の文書についてですが、この縦長の文書は、私が聞いたときには「総務省からのメール」と言われました。しかし、最後の方の「おはようございます。総務省から回答がありました。」という部分を読むと、体裁が不自然です。誰から届いたものか、明言はされませんでした。</p>
野口委員	<p>議会事務局で、栗津議員に対してしっかりと対応を求めていることは非常にありがたく思います。しかし、議会事務局が働きかけても何も対応しなかったということですね。</p> <p>個人情報という理由であれば、名前は書かずとも、総務省の自治体病院関係の役職や部署名くらいは書いてもいい</p>

	<p>のではないのでしょうか。部署名すら記載しないのは不可解です。その状態で一緒に行こうと言われても、目的地が分からないのに誰がついて行けるのかという話になります。</p> <p>議会運営委員会としてこの文書を取り扱う必要はないと考えます。</p>
河崎委員	<p>おっしゃるとおりです。資料としての信憑性が一切ないため、これは議論に値しないと考えます。</p>
後藤國弘議長	<p>副市長の反問権によって真意を問われ、栗津議員が後から出すと言われた資料が今回のものです。この資料を議会が正式な資料として執行部へ渡してもよいのか、それとも渡すべきではないのか、皆様に決めていただきたいと思います。</p>
野口委員	<p>議会として提出するのであれば、このような文書では恥ずかしいのでやめていただきたいと思いますというのが私の意見です。この文書を提出する必要はありません。</p>
安藤委員	<p>先ほど指摘があったような名刺や部署などが明確に記されているものであれば、議会から執行部へ渡してもよいと思います。しかし、この文書ではただの怪文書にすぎませんので、議会として執行部へ提出することには反対します。</p>
河崎委員	<p>資料の作り方として、社会人として当然のことですが、5W1Hを押さえることが重要であると考えます。栗津議員に資料の作り方をある程度提示した上で、それが作成できないのであれば、もはや資料としては成り立たないという結論になると思います。</p> <p>名刺も含めてですが、誰が、いつ、どこでといった基本的な事実関係をしっかりと押さえていただくことが大前提になります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>皆様のご意見を伺うと、これは市長部局に提出できるような文書ではないということで、これでは提出できない旨を、議会運営委員会の決定として議長から栗津議員に伝えていただくということによろしいでしょうか。</p>

南谷佳寛委員長	<p>〔「栗津議員には再度提出してもらいますか」と呼ぶ者あり〕</p> <p>この文書は全くお粗末ですし、先ほど野口委員が言われたように番号の付け方もおかしいです。添付されているメールのような文書も、どう考えても不自然な文章です。議員が作成した文書とは思えませんので、とりあえずは却下するという対応でよいと思います。</p>
豊島委員	<p>もし議場で栗津議員が発言しているように面談記録や相手方などの根拠資料を出していただくということであれば、その部分の出し直しには賛同します。その対応を委員長や議長から行っていただければ済むことだと思います。</p>
野口委員	<p>前日も栗津議員の一件で招集されましたよね。議長が対応にお困りになり、議会運営委員会に対応を求めている状況は理解いたします。</p> <p>しかし、議長判断もしくは委員長判断で構いませんので、委員長に一任したいと思います。ほかに協議事項があり、そのついでに対応するのであればまだ分かりますが、一議員のお粗末な文書のために、いちいち委員会を招集するのは違うと思います。議会全体の問題ではなく、一議員への対応について、議会運営委員会がわざわざ招集されているという現状に疑問を感じます。</p>
後藤國弘議長	<p>今回は議場で資料を提出すると公言しながら提出しない状況ですので、議会運営委員会で結論を出していただきたいと思います。</p>
野口委員	<p>そうであれば、議長と委員長で話し合ってください、「協議の結果、こういう対応にする」という決定で構わないのではないのでしょうか。いちいち委員全員を呼ぶ必要があるのかという話です。栗津議員の提出した文書がお粗末であることは最初から分かっていたはずですが。わざわざ招集するまでもなく、委員長の判断として「このような文書はだめだ」と議長に伝えて終わる話だと思います。</p> <p>本会議場で起こった出来事ではありますが、大げさに委員会を開くほどの内容ではないと考えます。</p>
議会総務課長	<p>先ほど結論が出た議会として執行部に文書を提出しない</p>

	<p>ということは、栗津議員の1月15日付の文書には取り合わないということだと思いますが、今回はその件と、栗津議員が反問権に対して誠実に対応しないことについてどう対応するかという2つの議論があると思います。</p> <p>12月議会の反問権行使時に、栗津議員が「提出します」と発言したにもかかわらず、このようなお粗末な回答しか出さなかったことに対して、議会運営委員会としてどのように栗津議員にアプローチするののかという点です。これについても決める必要があると思います。</p>
河崎委員	<p>これについては先ほどのお話にあったとおり、まずは栗津議員が資料を作り直すかどうかだと思います。その上で、きちんとしたものが提出されれば、それを受け止めてどう対応するかということになりますので、この場ですぐに結論は出ないと思います。あくまで栗津議員が次にどのような行動を取るかどうかだと思います。</p>
野口委員	<p>非常に民主主義的なプロセスを経ていることは理解いたします。しかし、このようなお粗末な文書のために委員会を招集すること自体がおかしいと思います。議長が毅然と「宛名も間違っているではないか」と指摘すべきです。</p> <p>〔「伝えてあります」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員	<p>伝えてあるにもかかわらず、聞き入れないわけです。議会事務局が伝えていることは議長の意向と同じであり、それを守っていない時点で問題です。「言うことを聞かないがどうしようか」という議論であれば理解できます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>嚴重注意はこれまで何度も行っているはずですので、それ以上の対応が必要かという段階です。</p>
野口委員	<p>現時点では「この文書では対応できません」という結論でよいと思います。</p> <p>〔「市長の認可発言に対する文書についても同様の対応でよろしいですか」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「そもそも市長は認可と言ってないのでは」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>〔「認可という発言自体はされています」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「国や県と調整して作り上げているものですので、単なる言葉尻の問題にすぎません」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「そもそも発信元が分からないメールでは総務省が認可していない根拠にもならない」と呼ぶ者あり〕</p> <p>そういうことで収めたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>本日の議会運営委員会はこれで終了いたします。皆様、ご苦労様でございました。</p> <p>【閉会＝午後 00 時 31 分】</p>